

下呂市告示第123号

出納員の権限に属する事務の一部の委任について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、別表左欄に所属する職員のうち、同表中欄に掲げる課に所属する職員に対し、出納員の権限に属する事務のうち、同表左欄に掲げる事務を委任させたので告示する。

なお、別表に掲げる市長以外の執行機関に所属する者は、市長の事務部局の職員に併任し命ぜられたものとする。

令和8年4月1日

下呂市長 山内 登



別表

所 属	現金取扱員	委任事務
市長直轄組織	秘書広報課	所管に係る徴収金の収納
総務部	総務デジタル課、人事課、危機管理課、財務課	
総合政策部	総合政策課、まちづくり政策課、産業振興課、地域創生課	
市民生活部	市民サービス課、税務課、住宅対策課	
福祉部	社会福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センター、こども家庭課、おさかこども園、わかばこども園、たけはらこども園	
健康医療部	健康課、医療政策課、小坂診療所管理課	
農林環境部	農務課、林務課、環境エネルギー課、環境施設課	
観光文化スポーツ部	観光課、スポーツ公園課、文化振興課	
基盤整備部	道路河川課、農林整備課	
振興事務所	萩原振興事務所、小坂振興事務所、下呂振興事務所、金山振興事務所、馬瀬振興事務所	
消防本部	消防総務課、予防課、中消防署、中消防署救急指令課、中消防署警防課、中消防署北分署、中消防署南分署、	
議会事務局	議会総務課	
監査委員事務局	監査課	
教育委員会事務局	教育総務課、学校給食センター、学校教育課、社会教育課	